

# 一般社団法人日本冷凍食品協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本冷凍食品協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、冷凍食品の普及啓発、品質・技術の向上及び冷凍食品産業の健全な発展を図ることにより、食料資源の有効利用と国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 冷凍食品の生産、流通及び消費に関する調査研究
- (2) 冷凍食品の生産及び流通に関する事業
- (3) 冷凍食品の品質向上に関する事業
- (4) 冷凍食品の普及広報に関する事業
- (5) 冷凍食品の生産、流通及び消費に関する施策の建議
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 冷凍食品又は冷凍食品関係機器の製造及び販売に関する事業を営む個人又は団体（以下、「冷凍食品製造事業者等」という）で本会の趣旨に賛同するもの
  - (2) 準会員 食料品の低温流通に関する事業を営む個人又は団体で本会の趣旨に賛同するもののほか、冷凍食品製造事業者等のうち準会員として加入することを希望し会長がこれを認めたもの
  - (3) 賛助会員 冷凍食品産業に関係する事業を営む個人又は法人で本会の趣旨に賛同するもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額の入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、本会を退会しようとするときは、理事会において別に定める様式に基づいて退会届を会長に届け出ることにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てその会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の日から15日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) 本会の名誉をき損し、又は目的に反する行為を行ったとき

(2) この定款その他の規則に違反したとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を特別の事情がなく1年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会費及び入会金の額及び徴収方法
- (8) 理事会において必要と認めた事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第13条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会として毎事業年度経過後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の14日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、次項各号に掲げる事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

- 2 次に掲げる事項を決議するに際しては、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議決権の委任等)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 準会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

#### (総会決議の省略)

第19条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (総会への報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席者の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

#### (役員を設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。監事についても同様とする。
- 5 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表してその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して業務を執行し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して業務を分担執行し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務を代行する。
- 5 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、その業務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員は、いつでも総会の決議により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を各理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第 31 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 法人法第101条の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第6項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁方法)

第 40 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、その事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第44条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。重要な財産の処分又は譲受けを行うおうとするときも同様とする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 事務局

(設置等)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することにより行う。

## 第11章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は伊藤雅俊、副会長は水垣宏隆とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。